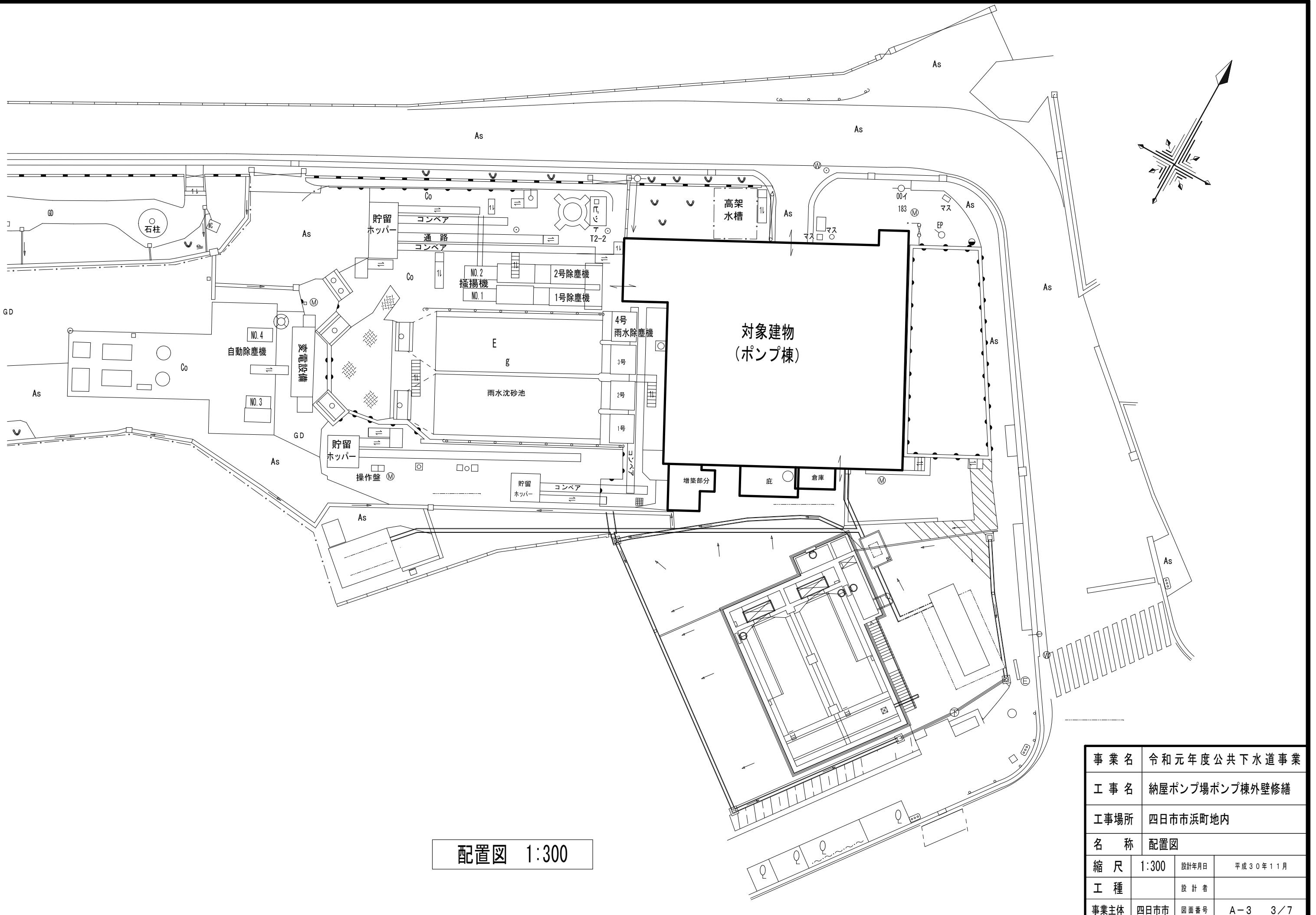


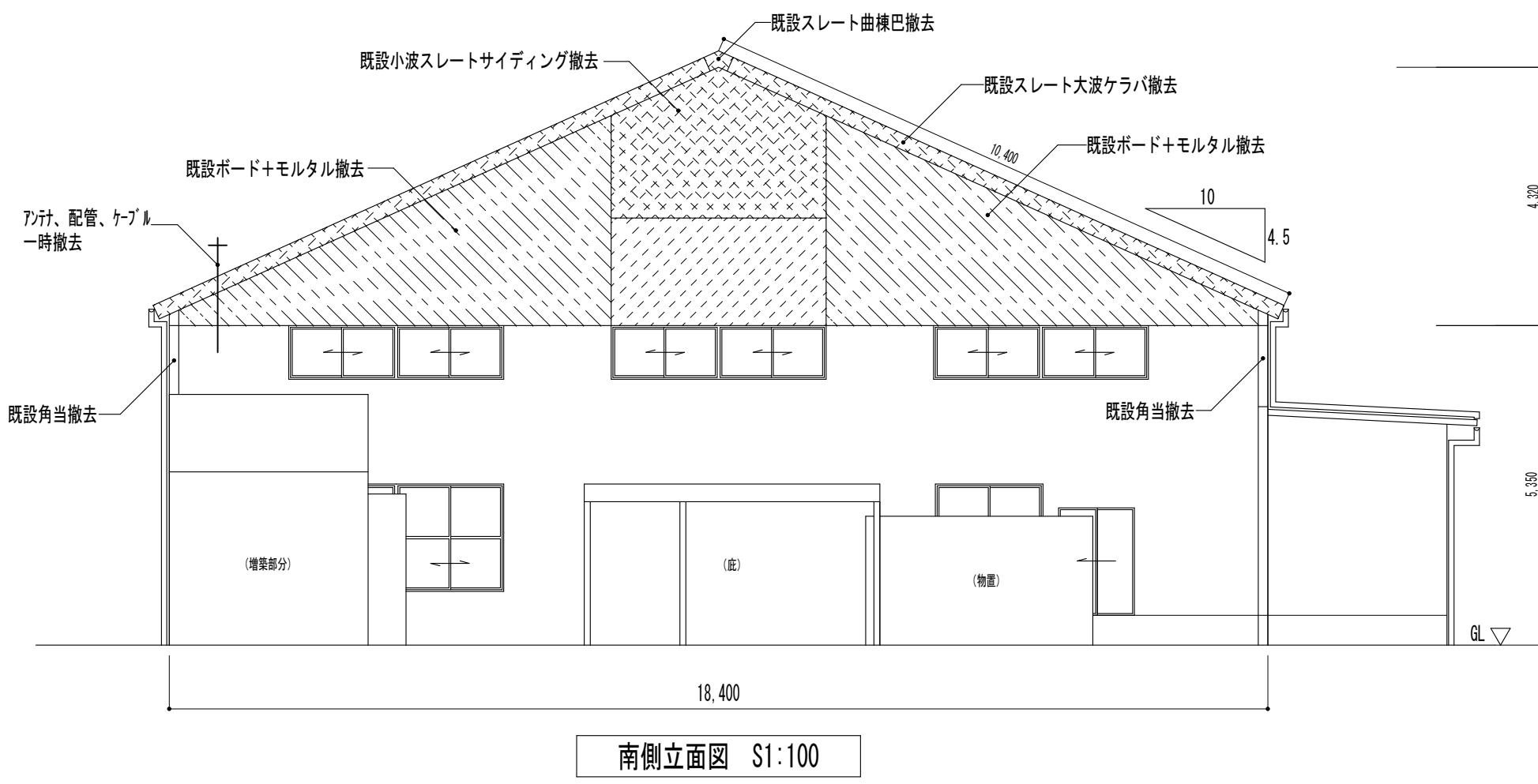
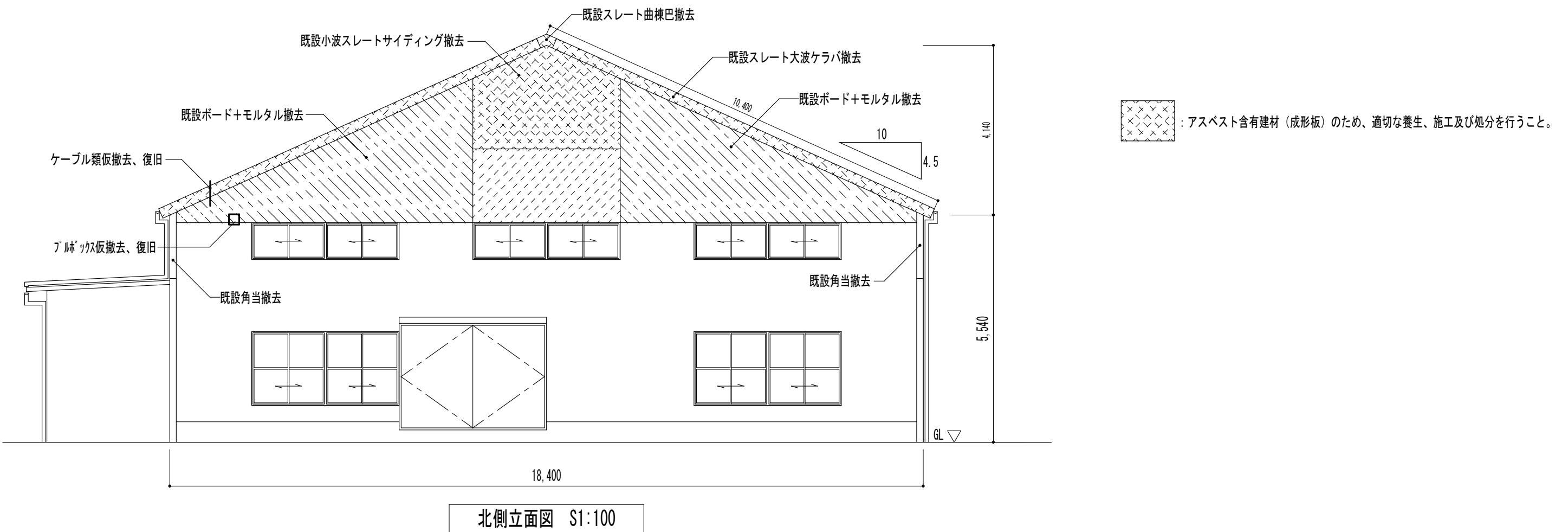
納屋ポンプ場ポンプ棟外壁修繕 工事特記仕様書																			
<p><b>施工概要</b></p> <p>1. 工事場所 四日市市南浜町内 2. 工事種目 ポンプ棟壁面外壁修繕 3. 別途工事</p>																			
<p>1. 共通仕様 (1)前面及び鉢合様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官営施設監修「公共建築工事標準仕様書(平成22年版)」(以下「規仕」という。)による。</p> <p>2. 特記仕様 (1)項目は、〇印の付いたものを使用する。 (2)規仕事項は、△印の付いたものを使用する。 △印が付かない場合は、規印の付いたものを使用する。 印と△印の併記は、共通して規仕とする。</p> <p>(3)規仕事項に記載の(1)～(4)内に示す項目は、当該箇所に当該表を示す。 (4)特記事項に記載の(別表)～(6.3.7)による別図「各部別示」の当該項目を示す。</p>																			
<p>部分完成 ○無・有( )</p> <p>部分引渡し ○無・有( )</p>																			
<p>① 保険及び保証 ○建設工事保険 (保険証の交付を提出) ○請負業者賠償責任保険 (保険証の交付を提出) ② 建設共済等 ○法定労災保険制度 (保証明書の交付を提出) ○建設退職金共済制度 当該負担額が500万円以上の場合は、掛金貯蓄証を提出する事により、また、被保険者の年齢が満60歳未満の場合は、その分を算出することにより、掛金貯蓄額が、掛金貯蓄額の1/1000以上なる、他の退職金制度に入っている等、未実績額を購入する必要がない場合は、その旨を記載した理由書を提出し、市の承認を得たうえで共済証紙の購入を不要とする。</p>																			
<p>※資本の購入及び譲受け事業の実行に際しての留意事項 資本の購入及び譲受けの一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来事に限り市内業者を優先させること。</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>項</th> <th>目</th> <th>特記事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 一般 共 通 事 項</td> <td>適用基準等</td> <td>※建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官営施設監修 平成22年版) ※工事実績の振り方(平成22年版)建築編 (国土交通省大臣官房官営施設監修)</td> </tr> <tr> <td>② 工事実績情報の登録</td> <td>※請負額が600万以上は登録の手続きを行うこと。(1.1.4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">③ 品質計画</td> <td>※建築基準法に基づく区画区分等を必要とする場合は次による。 風速 (v)=34 m/秒 地表面粗度 等高 (Z=5 z=450 a=0.20) 等高 (Z=10 z=450 a=0.15) 積雪区分又は -30 cm ~ 40 cm</td> </tr> <tr> <td>④ 電気保安技術者 - 適用する - 通用しない ※電気工事に係る工事の電気保安技術者は、その電気工事の工事に必要な電気工事技術者の資格を有する者又は同じく同様の知識及び経験を有する者とする 一般電気工事に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事の資格を有する者とする</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">⑤ 施工条件</td> <td>○工事用車両の運搬費及び運搬料金 距離内 (1.3.5) ○のべのボルトは、半径約5倍で取扱ふため、作業計画の策定にあたっては、作業車両、半径を含む車両を走行する距離並びに日本永久セメント等分賃借料を用いて決定すること。 ○車両荷物中には、ボルト等を乗車する者の安全確保につけること。 ○機械の搬出は第三者の安全を考慮して、火災及び事故の防止に努めること。 ○荷物は月一回定期的に、運送業者及び引受け業者には、荷物作業量を提出し監査報告の提出を求める。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 発生材の処理等 - 引渡しを要するもの ( ) - 特定資材の提出 - 特定資材の提出 - 特別荷物出庫手配 - 特別荷物出庫手配 ( - 無 ○有 ) - 駐車料金 ( ) ※資本の購入 (マニピュレーター)の認証を成し、監査員に見えびらしくはるる見の認証を受けたものとする。ただし、電子情報を活用し各自(電子マニピュレーター)により確認を行なう場合は、この限りではない。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">7 交通安全管理</td> <td>交通事故員 ※記載する名前以上(大型車の出入は必ず) - 配置しない (1.3.8)</td> </tr> <tr> <td>⑦ 建築材料等 ※本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図面に規定するものは、これらと同様のものとする。ただし同様のものとする場合は、監査員の承諾を受ける。 -品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。 (1.4.5) ( )</td> </tr> </tbody> </table>		章	項	目	特記事項	1 一般 共 通 事 項	適用基準等	※建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官営施設監修 平成22年版) ※工事実績の振り方(平成22年版)建築編 (国土交通省大臣官房官営施設監修)	② 工事実績情報の登録	※請負額が600万以上は登録の手続きを行うこと。(1.1.4)	③ 品質計画	※建築基準法に基づく区画区分等を必要とする場合は次による。 風速 (v)=34 m/秒 地表面粗度 等高 (Z=5 z=450 a=0.20) 等高 (Z=10 z=450 a=0.15) 積雪区分又は -30 cm ~ 40 cm	④ 電気保安技術者 - 適用する - 通用しない ※電気工事に係る工事の電気保安技術者は、その電気工事の工事に必要な電気工事技術者の資格を有する者又は同じく同様の知識及び経験を有する者とする 一般電気工事に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事の資格を有する者とする	⑤ 施工条件	○工事用車両の運搬費及び運搬料金 距離内 (1.3.5) ○のべのボルトは、半径約5倍で取扱ふため、作業計画の策定にあたっては、作業車両、半径を含む車両を走行する距離並びに日本永久セメント等分賃借料を用いて決定すること。 ○車両荷物中には、ボルト等を乗車する者の安全確保につけること。 ○機械の搬出は第三者の安全を考慮して、火災及び事故の防止に努めること。 ○荷物は月一回定期的に、運送業者及び引受け業者には、荷物作業量を提出し監査報告の提出を求める。	⑥ 発生材の処理等 - 引渡しを要するもの ( ) - 特定資材の提出 - 特定資材の提出 - 特別荷物出庫手配 - 特別荷物出庫手配 ( - 無 ○有 ) - 駐車料金 ( ) ※資本の購入 (マニピュレーター)の認証を成し、監査員に見えびらしくはるる見の認証を受けたものとする。ただし、電子情報を活用し各自(電子マニピュレーター)により確認を行なう場合は、この限りではない。	7 交通安全管理	交通事故員 ※記載する名前以上(大型車の出入は必ず) - 配置しない (1.3.8)	⑦ 建築材料等 ※本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図面に規定するものは、これらと同様のものとする。ただし同様のものとする場合は、監査員の承諾を受ける。 -品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。 (1.4.5) ( )
章	項	目	特記事項																
1 一般 共 通 事 項	適用基準等	※建築工事標準詳細図 (国土交通省大臣官房官営施設監修 平成22年版) ※工事実績の振り方(平成22年版)建築編 (国土交通省大臣官房官営施設監修)																	
	② 工事実績情報の登録	※請負額が600万以上は登録の手続きを行うこと。(1.1.4)																	
③ 品質計画	※建築基準法に基づく区画区分等を必要とする場合は次による。 風速 (v)=34 m/秒 地表面粗度 等高 (Z=5 z=450 a=0.20) 等高 (Z=10 z=450 a=0.15) 積雪区分又は -30 cm ~ 40 cm																		
	④ 電気保安技術者 - 適用する - 通用しない ※電気工事に係る工事の電気保安技術者は、その電気工事の工事に必要な電気工事技術者の資格を有する者又は同じく同様の知識及び経験を有する者とする 一般電気工事に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事の資格を有する者とする																		
⑤ 施工条件	○工事用車両の運搬費及び運搬料金 距離内 (1.3.5) ○のべのボルトは、半径約5倍で取扱ふため、作業計画の策定にあたっては、作業車両、半径を含む車両を走行する距離並びに日本永久セメント等分賃借料を用いて決定すること。 ○車両荷物中には、ボルト等を乗車する者の安全確保につけること。 ○機械の搬出は第三者の安全を考慮して、火災及び事故の防止に努めること。 ○荷物は月一回定期的に、運送業者及び引受け業者には、荷物作業量を提出し監査報告の提出を求める。																		
	⑥ 発生材の処理等 - 引渡しを要するもの ( ) - 特定資材の提出 - 特定資材の提出 - 特別荷物出庫手配 - 特別荷物出庫手配 ( - 無 ○有 ) - 駐車料金 ( ) ※資本の購入 (マニピュレーター)の認証を成し、監査員に見えびらしくはるる見の認証を受けたものとする。ただし、電子情報を活用し各自(電子マニピュレーター)により確認を行なう場合は、この限りではない。																		
7 交通安全管理	交通事故員 ※記載する名前以上(大型車の出入は必ず) - 配置しない (1.3.8)																		
	⑦ 建築材料等 ※本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図面に規定するものは、これらと同様のものとする。ただし同様のものとする場合は、監査員の承諾を受ける。 -品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。 (1.4.5) ( )																		
<p>※提出書類はA4版とする。 ※産業廃棄物規制相当分が計上されない場合、該当者が本工事により生じた四日市市発給する契約等からの能力割合等掛合措置基準(平成20年4月市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。</p>																			
<p>1. 契約の解消 (1) 不当な介入手を受けたときの義務 本工事に産業廃棄物規制相当分が計上されない場合、該当者が本工事により生じた四日市市発給する契約等からの能力割合等掛合措置基準(平成20年4月市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。</p>																			
<p>2. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 (1) 不当な介入手には、既存の施設を改修するにともなく、運や警察へ通報並びに業務発生所へ報告し、警報への接続協力を行うこと。 (2) 契約の履行において、不當な介入手を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生れるおそれがあるときには、業務発生所へ協議を行うこと。 (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止等の措置を講ずる。</p>																			
<p>3. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所の品質及び性能を有するものとし、(1)～(3)を満たすものとする。 (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、木材積層材、パーティクルボード、MDFその他の木質板、ユリヤ樹脂板及び化成性樹脂板は、ホルムアルデヒドを発生しない、発生が抑制できないものとする。 (2) 保温材、絨毛織物、耐候材はホルムアルデヒド及びシアンを含まないか、発生を抑制しない、発生が抑制できないものとする。 (3) 接着剤、フルアルデヒドを含む及びフルアルコール系シアンヒドリ、キシレンを含まないか、発生を抑制しない、発生が抑制できないものとする。 (4) 漆料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、発生が抑制しないものとする。 (5) ひのきの建築材料等を使用してならぬ書類、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発生が抑制できないものとする。 また、設計図面に規定するホルムアルデヒドの放散量は、次のとおりとする。 規制基準 ① JIS S 1の「ガラスの複縫隔板品」 ② 建築基準法別表第10条の7第7項による国土交通大臣認定品 ③ 建築基準法別表第10条の7第7項による国土交通大臣認定品 a. ホルムアルデヒド系接着剤及ホルムアルデヒドを放散しない材料使用 b. 接着剤の不使用 c. 非ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 d. 非ホルムアルデヒド系接着剤及ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用</p>																			
<p>4. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所の品質及び性能を有するものとし、(1)～(3)を満たすものとする。 (1) 建築用材の「規格品」 ① JIS S 1の「E0複縫隔板品」 ② JIS A 5の「F0複縫隔板品」</p>																			
<p>5. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>6. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>7. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>8. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>9. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>10. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>11. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>12. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>13. 化学物質の濃度測定 (1.5.9)</p>																			
<p>14. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>15. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>16. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>17. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>18. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>19. 基礎等による不当な介入手を受けたときの義務 本工事に記載されない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p>																			
<p>20. 完成引渡し後の点検 かし期間は、別に定めた特約 (責任施工による保証期間など) を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 工事完了引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物の点検を実施する。</p>																			
<p>21. 随時検査 予定期間(税込)20,000円以上の工事は、四日市市建設局規程第6条各項の規定により、施工法が既知技術である場合を除き、監査員の指示に従い実施すること。</p>																			
<p>22. 施工体制台帳の提出 公共工事の実施及び完成に際しては、正真正銘の足跡の写しに対する所の品質及び性能を有するものとする。 ・小川監査課 運用規則及びバーコードの記載による。監査員が記載した所の記載を提出すること。</p>																			
<p>23. 施工監督事務所 「運営する(規格、品質の基準は以下によう)」 ○(規格) (程度) ～ (度) (度) (度) (度)</p>																			
<p>24. 工事用水 構内既存の施設 ○利用できる(×有(○無)) ○利用できない</p>																			
<p>25. 工事用電力 構内既存の施設 ○利用できる(×有(○無)) ○利用できない (但し、監査員が承認した設備とする。)</p>																			
<p>26. 仮設便所 ・吸式 ○水洗式</p>																			
<p>27. 仮設場 ※手すり先行工法 (2.2.4)</p>																			
<p>28. 防護シートによる養生 ※実行 ( - カウント - ) ○行わない</p>																			
<p>29. 鉄骨製作工場 ・監査員の監視する工作場 ・全般構造工場会員、日本鋼管評議センター 認定工場 (下記認定グレード以上) (S - H - M - R - J )</p>																			
<p>30. 施工管理技術者 ① 鋼材 ② 普通鋼 ③ 工事用電力 ④ 仮設便所 ⑤ 仮設場</p>																			
<p>31. 施工の立ち合い等 ・施工作業 ・監査員の立会検査を受ける</p>																			
<p>32. 特別な材料の工法 ① 技能士</p>																			
<p>33. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>34. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>35. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>36. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>37. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>38. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>39. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>40. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>41. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>42. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>43. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>44. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>45. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>46. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>47. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>48. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>49. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>50. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>51. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>52. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>53. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>54. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>55. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>56. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>57. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>58. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>59. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>60. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>61. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>62. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>63. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>64. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>65. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>66. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>67. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>68. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>69. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>70. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>71. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>72. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>73. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>74. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>75. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>76. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>77. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>78. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>79. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>80. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>81. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>82. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>83. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>84. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>85. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>86. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>87. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>88. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>89. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>90. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>91. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>92. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>93. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>94. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>95. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>96. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>97. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>98. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>99. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>100. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>101. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>102. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>103. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>104. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>105. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>106. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>107. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>108. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>109. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>110. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>111. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>112. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>113. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>114. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>115. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>116. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>117. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>118. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>119. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>120. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>121. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>122. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>123. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>124. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>125. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>126. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>127. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>128. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>129. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>130. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>131. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>132. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>133. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>134. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>135. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>136. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>137. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>138. 施工の立合い等 ・施工の立合い等</p>																			
<p>139. 施工</p>																			

13 章 屋 根 及 び と い 工 事	1 長尺金属板葺	<p>(13.2.2) (13.2.3) (表13.2.1)</p> <table border="1"> <tr><td>屋根ふき形式</td><td>材種</td><td>板の厚さ(mm)</td><td>下ぶき</td></tr> <tr><td>・かわら棒・ふき</td><td>※塗装溶融55%アルミニウム (心木なし)通し希子</td><td>※0.4mm 垂鉛めっき鋼板</td><td>940</td></tr> <tr><td>・平ふき</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	屋根ふき形式	材種	板の厚さ(mm)	下ぶき	・かわら棒・ふき	※塗装溶融55%アルミニウム (心木なし)通し希子	※0.4mm 垂鉛めっき鋼板	940	・平ふき						個人情報取扱注意事項							
屋根ふき形式	材種	板の厚さ(mm)	下ぶき																					
・かわら棒・ふき	※塗装溶融55%アルミニウム (心木なし)通し希子	※0.4mm 垂鉛めっき鋼板	940																					
・平ふき																								
2 折板葺	<p>(13.3.2) (13.3.3) (表13.2.1)</p> <table border="1"> <tr><td>形式</td><td>※重ね型</td><td>・はぜ縫め形</td></tr> <tr><td>形状(mm)</td><td>山高( )</td><td>山ビッチ( )</td><td>板厚( )</td></tr> <tr><td>材料</td><td>※塗装溶融55%アルミニウム・垂鉛めっき鋼板</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>断熱材</td><td>・有り(種別:</td><td>厚さ: mm)</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>耐火性能</td><td>・30分耐火</td><td>・無し</td></tr> <tr><td>軒先面戸板</td><td>・有り</td><td>・無し</td></tr> </table>	形式	※重ね型	・はぜ縫め形	形状(mm)	山高( )	山ビッチ( )	板厚( )	材料	※塗装溶融55%アルミニウム・垂鉛めっき鋼板			断熱材	・有り(種別:	厚さ: mm)	・無し	耐火性能	・30分耐火	・無し	軒先面戸板	・有り	・無し		
形式	※重ね型	・はぜ縫め形																						
形状(mm)	山高( )	山ビッチ( )	板厚( )																					
材料	※塗装溶融55%アルミニウム・垂鉛めっき鋼板																							
断熱材	・有り(種別:	厚さ: mm)	・無し																					
耐火性能	・30分耐火	・無し																						
軒先面戸板	・有り	・無し																						
3 とい材料	<p>縦どい 材種 ※硬質塩化ビニル管カラー(VP)・配管用鋼管 (13.5.2) (表13.5.1) 軒どい 材種 ※硬質塩化ビニル雨どい・表面処理鋼板・ステンレス鋼板 とい受け金物 材料 ※ステンレス製の市販品 取付ビッチ ※表13.5.2による</p>																							
4 鋼管製とい の防露巻き	<p>※行う 防露材 ※標準表13.5.4による (13.5.2) (表13.5.4) 防露巻き工法 ※標準表13.5.5による (13.5.3) (表13.5.5) 施工箇所 ( ) ・行わない</p>																							
①一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 (建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針)を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への必要な届出申請を行うこと。																							
2 アスベスト含有建材 の処理工事	<p>アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理 行う 行わない [9.1.1] アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理 行う 行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ 行う 行わない 施工箇所及び工法 ※図示</p>																							
③アスベストの含有 調査	<p>分析による確認 行う (下表による) ○行わない</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>材料名</th><th>調査方法</th><th>1材料あたりの試料数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>※定性分析(3 )</td><td>※定量分析(※3 )</td><td></td></tr> <tr><td>※定性分析(3 )</td><td>※定量分析(※3 )</td><td></td></tr> <tr><td>※定性分析(3 )</td><td>※定量分析(※3 )</td><td></td></tr> <tr><td>※定性分析(3 )</td><td>※定量分析(※3 )</td><td></td></tr> </tbody> </table>	材料名	調査方法	1材料あたりの試料数	※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )		※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )		※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )		※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )									
材料名	調査方法	1材料あたりの試料数																						
※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )																							
※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )																							
※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )																							
※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )																							
4 アスベスト含有吹付 け材の除去	<p>アスベスト含有吹付け材の有無 有 無 [9.1.3] 除去吹付け材( )含有場所( ) 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う</p>																							
表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定	<table border="1"> <thead> <tr><th>測定時期</th><th>測定名称</th><th>測定場所</th><th>測定点</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>試験施工時</td><td>測定1</td><td>※施行区画周辺 又は、敷地境界</td><td>2方向各1点</td><td>図示による</td></tr> </tbody> </table>	測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考	試験施工時	測定1	※施行区画周辺 又は、敷地境界	2方向各1点	図示による													
測定時期	測定名称	測定場所	測定点	備考																				
試験施工時	測定1	※施行区画周辺 又は、敷地境界	2方向各1点	図示による																				
5 アスベスト含有吹付 け材の除去	<p>分析方法 ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理を行なう</p>																							
6 アスベスト含有保温 材等の除去	<p>アスベスト含有保温材の有無 有 無 [9.1.4] 除去保温材( )含有場所( ) 作業場の隔離 行う 行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理を行なう</p>																							
7 アスベスト含有成形 板の除去	<p>アスベスト含有成形板の有無 有 無 [9.1.5] 除去成形板( )含有場所( ) 作業場の隔離 行う ○行わない 処分方法 ○埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設</p>																							
8 特記事項	<p>※本工事に配置管理させる者(有資格者) ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)</p>																							
9 改修 9 章 環 境 配 慮 改 修 工 事	<p>④アスベストの含有 調査</p> <p>分析による確認 行う (下表による) ○行わない</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>材料名</th><th>調査方法</th><th>1材料あたりの試料数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>※定性分析(3 )</td><td>※定量分析(※3 )</td><td></td></tr> <tr><td>※定性分析(3 )</td><td>※定量分析(※3 )</td><td></td></tr> <tr><td>※定性分析(3 )</td><td>※定量分析(※3 )</td><td></td></tr> <tr><td>※定性分析(3 )</td><td>※定量分析(※3 )</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>アスベスト含有吹付け材の有無 有 無 [9.1.3] 除去吹付け材( )含有場所( ) 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う</p>	材料名	調査方法	1材料あたりの試料数	※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )		※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )		※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )		※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )									
材料名	調査方法	1材料あたりの試料数																						
※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )																							
※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )																							
※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )																							
※定性分析(3 )	※定量分析(※3 )																							
10 作業場の隔離	<p>作業場の隔離 行う ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理を行なう ・粉じん飛散抑制剤については「建設技術審査証明書」の取得に関する資料を監督職員に提出し、承認を得ること。</p>																							
11 アスベスト含有仕上 塗材の除去	<p>アスベスト含有仕上塗材の除去(除工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具、保護衣着)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有塗材用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の有無 有 無 除去仕上塗材( )含有場所( ) アスベスト含有箇所・吹付主剤・下地調整材(吹付仕上)・下地調整材(ローラー仕上) 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去及び養生はアスベスト含有吹付け材、下地調整材(ローラー仕上)はアスベスト含有成形板として扱う。</p> <p>撤去の範囲・全面撤去・塗膜の変化部及び外壁補修等作業箇所のみ撤去・図示による 外壁補修等作業はロッカット工法、アンカーピニング工法、樹脂注入工法、モルタル充填工法足場アンカーベンチ、コア抜き等軽微な作業を示す。</p>																							
12 個人情報の取り扱いに関する事項	<p>個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。( )を取り扱う場合においては、下記条文を順守すること。</p> <p>(基本事項)</p> <p>第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり個人情報(特定個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。( )を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。</p> <p>(個人の義務)</p> <p>第2 乙及びこの契約による工事に従事している者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四月四日市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。</p> <p>2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>第3 乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせではない。</p> <p>2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>(適正な管理)</p> <p>第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。</p> <p>3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要なに規定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行なわなければならない。</p> <p>4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に關し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならぬ。</p> <p>(収集の制限)</p> <p>第5 乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するに必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。</p> <p>(再提供の禁止)</p> <p>第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。</p> <p>2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。</p> <p>(複写、複製の禁止)</p> <p>第7 乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>(持ち出しの禁止)</p> <p>第8 乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したもの)を含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出さなければならない。</p> <p>2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損失の防止その他適切な管理を行なわなければならない。</p> <p>(資料等の返却)</p> <p>第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。</p> <p>2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 紙媒体 シレッダーによる裁断</p> <p>(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破碎</p> <p>3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。</p> <p>4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等を廃棄し、又は消去されたことを直接確認しなければならない。</p> <p>(研修・教育の実施)</p> <p>第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。</p> <p>(罰則等の周知)</p> <p>第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。</p> <p>(苦情の処理)</p> <p>第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。</p> <p>(事故発生時における報告)</p> <p>第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。</p> <p>(契約解除及び損害賠償)</p> <p>第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。</p>																							

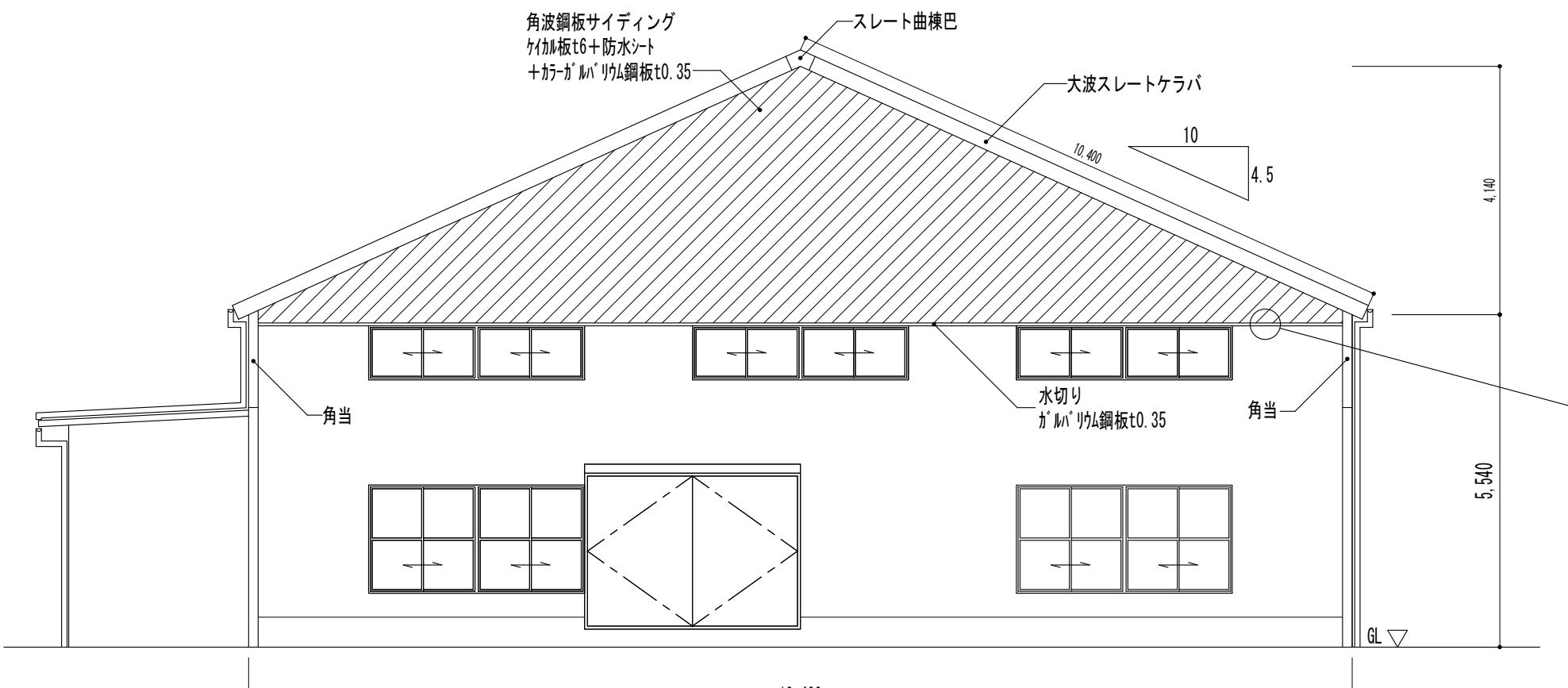
工事設計図

四 面 名 特記仕様書(2)	設計番号		図面番号 A-2 2/7
	作図 平成30年11月 日		

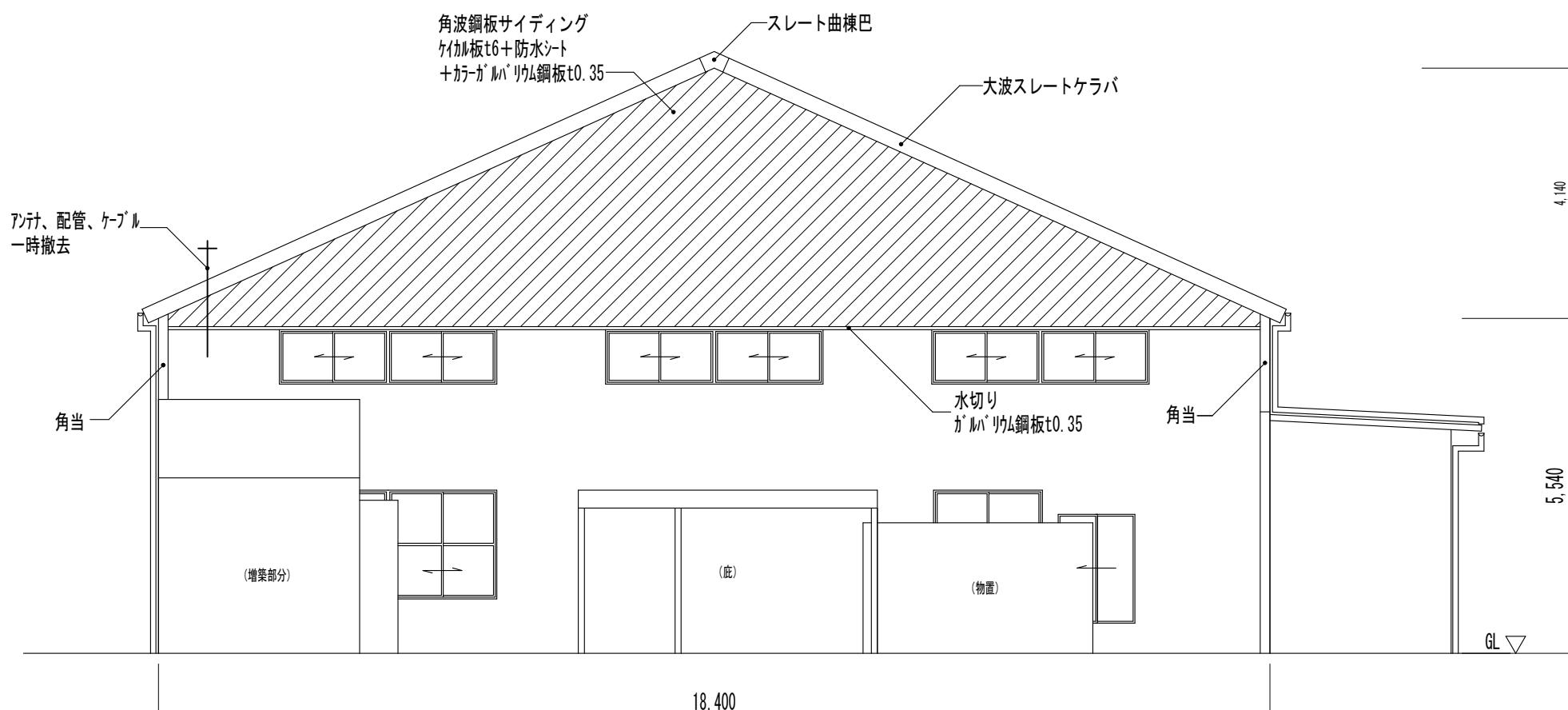
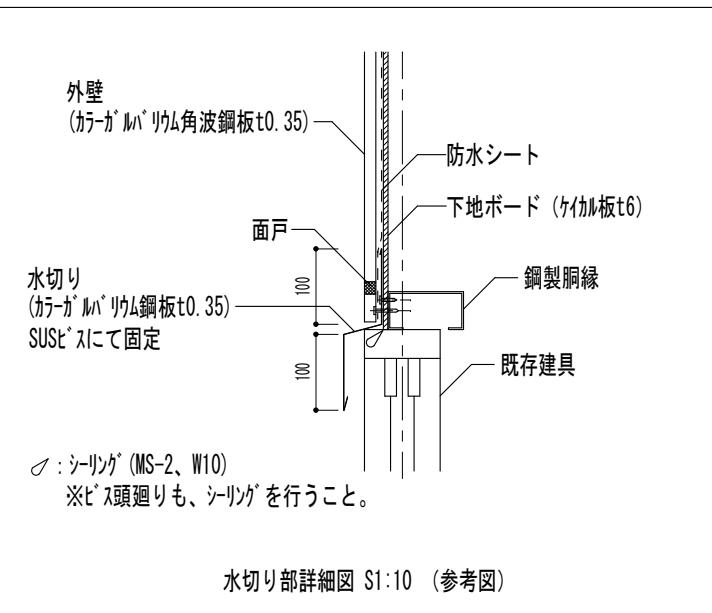




事業名	令和元年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場ポンプ棟外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町地内		
名称	立面図(改修前)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-4 4/7

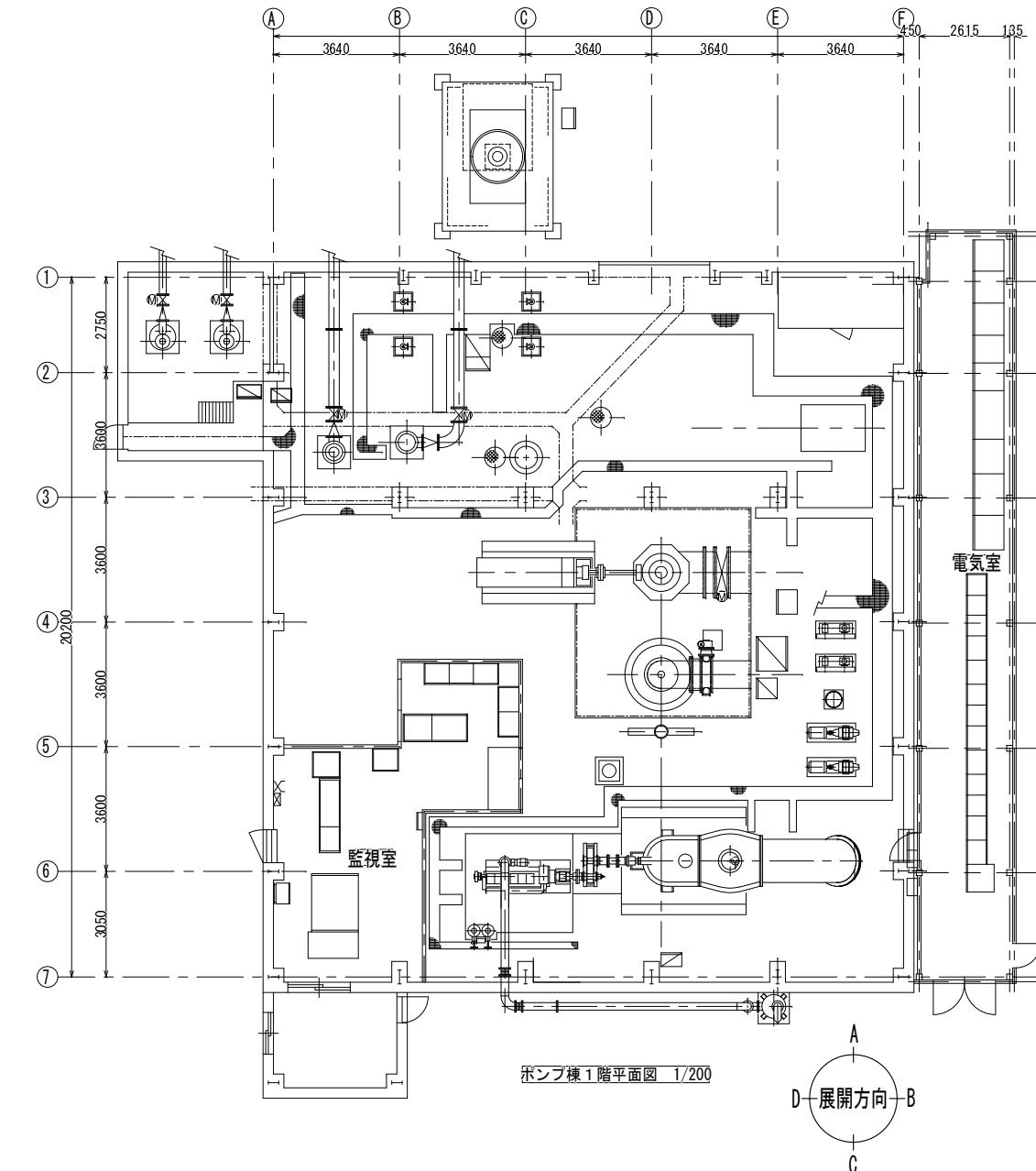
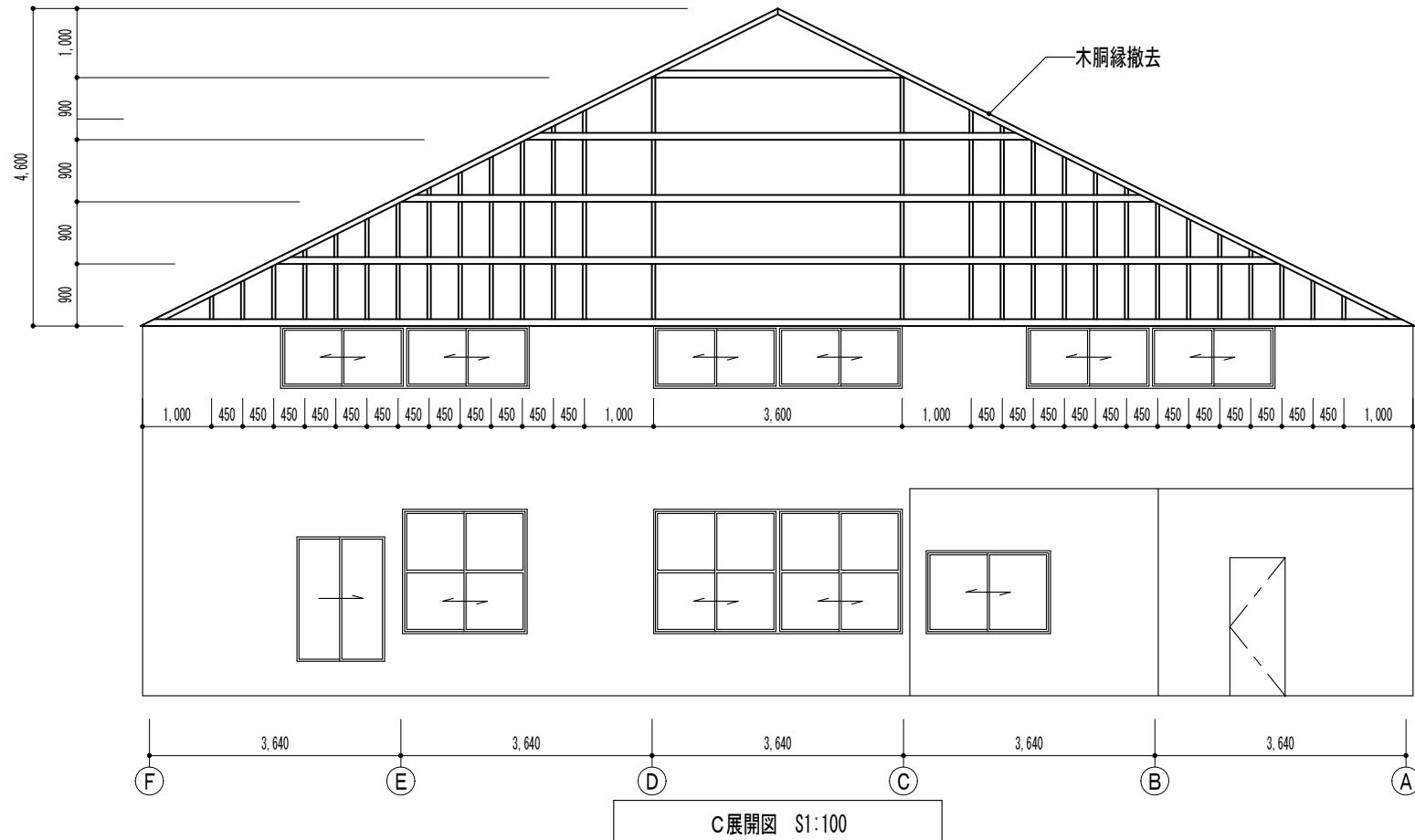
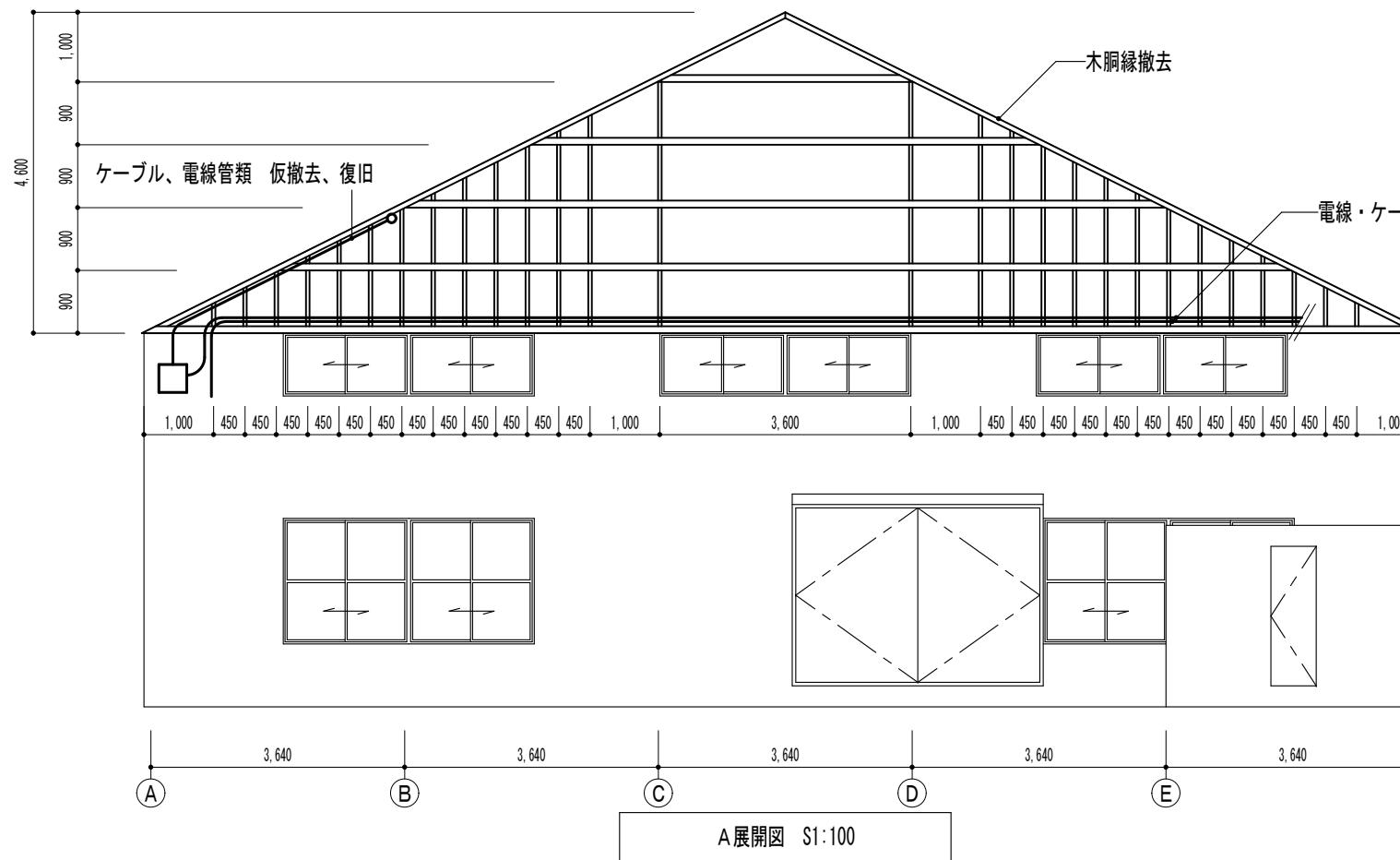


北側立面図 S1:100

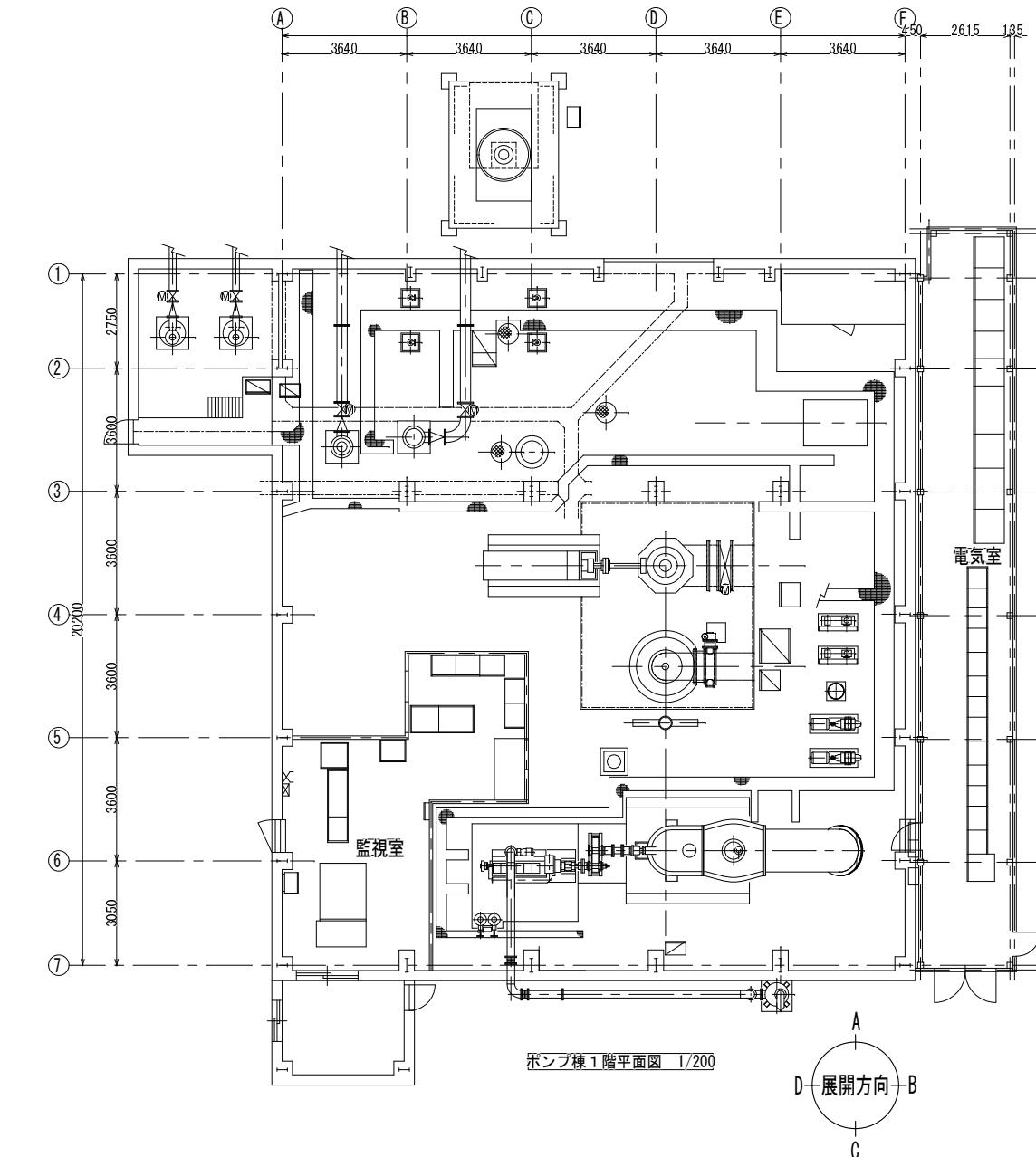
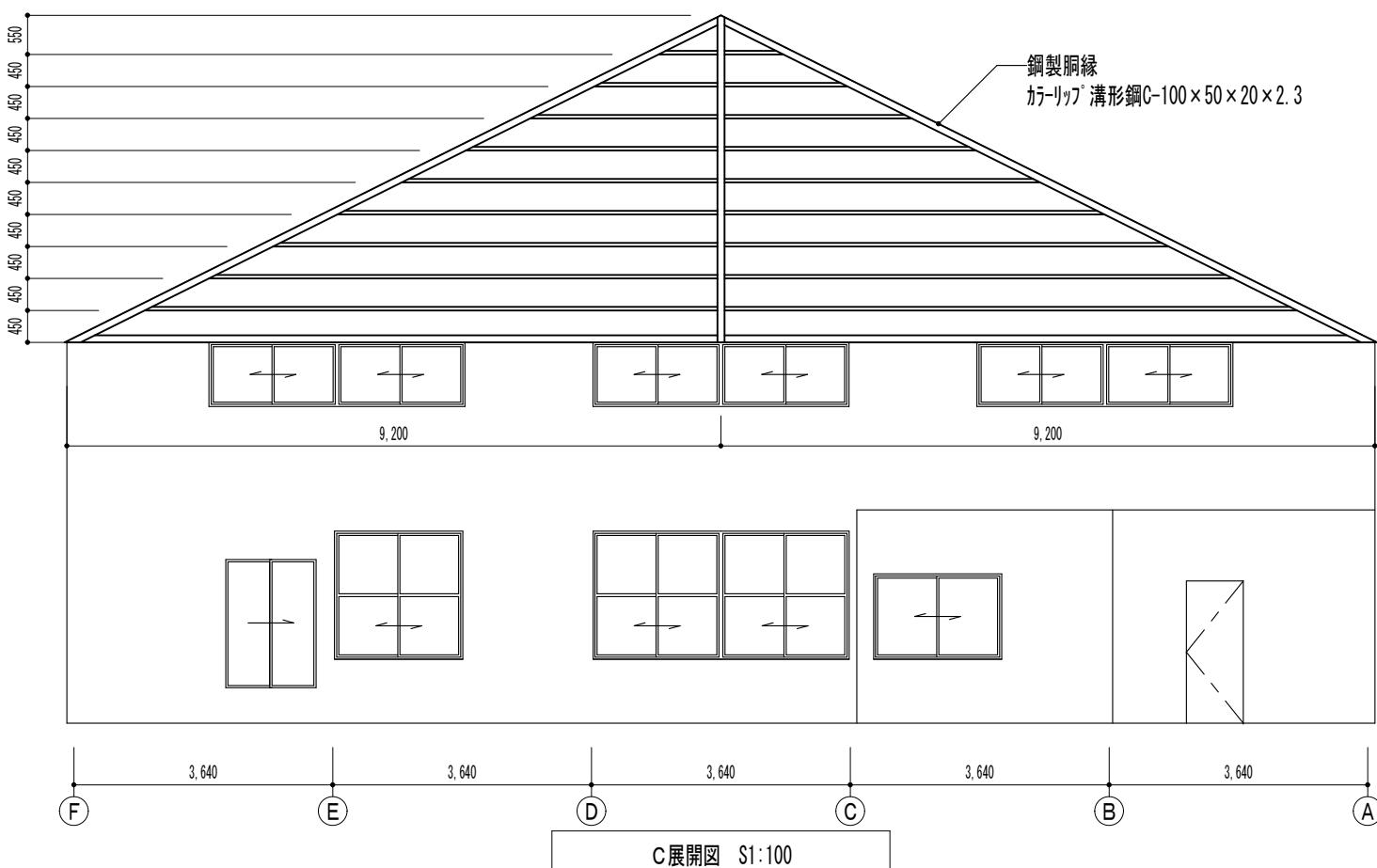
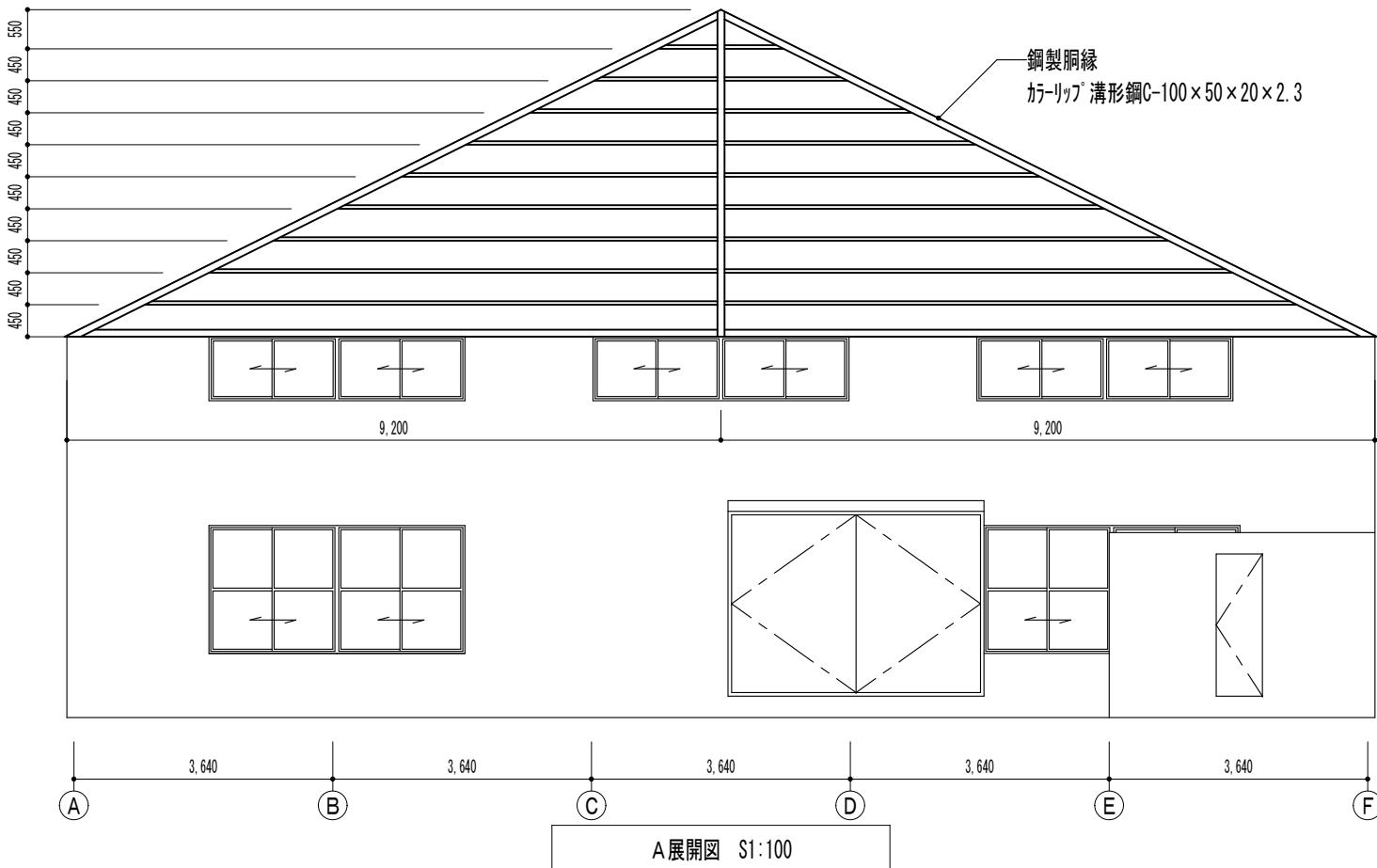


南側立面図 S1:100

事業名	令和元年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場ポンプ棟外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町地内		
名称	立面図(改修後)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-5 5/7



事業名	令和元年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場ポンプ棟外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町地内		
名称	展開図（改修前）		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-6 6/7



事業名	令和元年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場ポンプ棟外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町地内		
名称	展開図（改修後）		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-7 7/7